

# 三鷹市立学校における働き方改革プラン

## 1 学校における働き方改革の目的

### 目的

教員一人ひとりの心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、三鷹市の学校教育の質の維持向上を図る。

学校をめぐる環境が複雑化、多様化するとともに、新学習指導要領に向けた準備など日々の教育活動の充実が求められる中、教員の役割が拡大し、教員の長時間労働が課題となっています。

そこで、国においては中央教育審議会の「学校における働き方改革に係る緊急提言（平成 29 年 8 月）」に基づいて公表された「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）（平成 29 年 12 月 22 日）」を受けて、文部科学省の「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日）」がまとめられました。

また東京都においても「学校における働き方改革推進プラン（平成 30 年 2 月）」が公表され、その方向性を示すとともに、市区町村教育委員会による計画的な取り組みを求めています。

教育委員会及び学校は、教員の長時間労働の改善を図り、教員が「誇り」や「やりがい」をもち、その専門性を発揮できる環境を整える責務を有しています。

このため、三鷹市教育委員会として、教員の働き方を見直し、教員が健康で充実して働き続けることができるよう、業務改善に取り組み、学校の指導体制の整備を計画的に実行するために本プランを策定します。

教員の働き方を改革することを通して、最も重要な職務である児童・生徒の教育に力を注げる職務環境を整えていくことで、児童・生徒の学習をはじめとした学校生活のより一層の充実を図っていくため、標記の目的を掲げます。

## 2 取り組みの方向性

### 取組の 方向性

- I 教員が担うべき業務に専念できる環境の確保  
(人員体制確保、業務改善)
- II 教員の意識改革(タイムマネジメント、ライフ・ワーク・バランスの推進)
- III 部活動の適正化(運営指針の策定、部活動負担の軽減)

勤務時間数の縮減に向けて目標時間数を設定し、それを実現するためには、人員体制の確保の他に、保護者、市民の理解のもと、業務分担の適正化と教員の意識改革を同時に進める必要があり、教育委員会事務局と学校が連携・協働し、優先順位(□短期 ■中期)を定めて、環境整備に取り組みます。

### I 教員が担うべき業務に専念できる環境の確保 (人員体制の確保)

- 学校マネジメント強化モデル事業等の拡充
- スクール・サポート・スタッフの導入
- コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の推進
- 専門スタッフの活用促進及び配置の拡充

### (業務改善)

- 留守番電話の設置による時間外連絡体制の確立
- 統合型校務支援システム等ICTの活用促進
- 学校行事開催の工夫や地域行事等への参加方法の工夫
- 学校に対する各種調査や会議出席依頼等の精選、見直し
- 学校徴収金管理の適正化等の検討

### II 教員の意識改革(タイムマネジメント、ライフ・ワーク・バランスの推進)

- 夏季休業中における学校閉庁日の実施等休暇取得促進
- 退校目標時間、ライフ・ワーク・バランス推進デー等の設定
- ICTを活用した出退勤時間の可視化による勤務時間の把握
- 会議・研修等の見直し、効率化
- 教員のタイムマネジメント力の向上

### III 部活動の適正化(運営方針の策定、部活動負担の軽減)

- 部活動運営方針の策定
- 部活動休養日の設定や活動内容・時間の見直し
- 部活動指導員の導入促進
- 地域スポーツクラブ等との連携の検討

### 3 具体的な取り組み

#### I 教員が担うべき業務に専念できる環境の確保

教員の専門性の発揮が求められる業務を精選し、教員以外の者が担うことができるものについては、安全配慮義務や守秘義務を考慮した上で、役割分担を見直すなど、学校や教員の業務の軽減を図ります。専門スタッフや外部人財等の確保により、学校の組織運営や指導体制を強化するとともに、学校事務職員との役割分担の見直しも検討します。

また、ICTの活用も含め、業務改善についても併せて進めていきます。

#### 【人員体制の確保】

##### ① 学校マネジメント強化モデル事業等の拡充

副校長の業務を支援する「副校長補佐」を配置し、調査・報告、サービス管理、施設管理などを行う学校マネジメント強化モデル事業を学校数を拡大して実施します。また、併せて校務分掌の見直しによる経営支援部設置校の拡大を図ります。

##### ② スクール・サポート・スタッフの導入

教員からの指示を受け、学習プリント等の印刷・配布準備、授業準備の補助などを行う「スクール・サポート・スタッフ」を配置し、教員が児童・生徒への指導や教材研究に注力できる体制を整備します。

##### ③ コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の推進

学校支援ボランティアと学校との連携・調整の中心的な役割を担うコミュニティ・スクール推進員（以下「CS推進員」という。）を配置し、事務局機能の強化と学校支援活動等の更なる充実を図ります。

##### ④ 専門スタッフの活用促進及び配置の拡充

複雑化・多様化している課題を解決するためには、教員だけでは困難であり、多様な専門性を持つスタッフの配置が必要不可欠です。本市では、スクールカウンセラー、学校図書館司書、ALT(外国語指導助手)、小1支援員等のスタッフを配置しています。さらに、平成30年度は、児童・生徒や保護者へのよりの確な支援を行い、子ども家庭支援ネットワークの諸関係機関と連携したスクールソーシャルワークの強化を図るため、市配置のスクールカウンセラー（SSW機能併有）を中学校にも拡充し、学園単位で支援を行う体制を整えます。

これらのスタッフの適正配置を図りながら、それぞれの専門性に基づいた業務や校務を補助することにより、手厚い指導を行うとともに、教員の負担軽減を図っていきます。

## 【業務改善】

### ⑤ 留守番電話の設置による時間外連絡体制の確立

放課後に保護者等からの電話の問い合わせに対応する負担を減らすため、学校ごとに留守番電話やメールによる連絡体制を整えます。緊急対応等に備え、緊急連絡体制を整えるとともに、外部から遠隔で確認できるよう設定を可能にします。平成30年度一学期中に設置します。

### ⑥ 統合型校務支援システム等ICTの活用促進

ポータルサイトや大型モニターの掲示板機能を活用することで、より簡単に情報を共有できるようにします。これらの機能を活用し、業務の効率化を図っていきます。また、出席簿や指導要録の作成、成績処理等の各種校務を行う統合型校務支援システムを更新するにあたり、校務支援システムの機能を充実させるとともに活用を促進し、セキュリティ対策に配慮しながら校務の効率化も図っていきます。

### ⑦ 学校行事開催の工夫や地域行事等への参加方法の工夫

学校行事の隔年実施や周年事業の複数校合同実施等、効率的な開催の工夫を工夫するとともに、小・中学生の地域行事への参加や地域との交流の教育的効果・意義を重視しつつ、地域行事への教員の参加の工夫を工夫しながら、地域との交流を引き続き深めていきます。

### ⑧ 学校に対する各種調査や会議出席依頼等の精選、見直し

教育委員会独自の調査依頼については必要性をさらに精査を行います。また、実施が必要なものについても、内容や回数、方法等の見直しをできる限り行います。また、東京都や国、又は市の他部局等からの調査依頼に関しても、その必要性を教育委員会において精査します。

教員の超過勤務を縮減するため、教育委員会から学校への電話連絡や訪問は、定時内に行うことを原則とします。

また、校長会代表の会議委員等就任の依頼についても精選するとともに、各学期の始めと終わりの時期は繁忙期であるため、教員を対象とする会議や研修をできる限り行わないようにするよう、教育委員会はもちろん、教育委員会以外の市の部局や関係団体にも要請します。

### ⑨ 学校徴収金管理の適正化等の検討

給食費や教材費等学校徴収金の管理・未納対策等の適正化を図るとともに、学校事務の標準化・共同化による効率化の検討も行います。

## Ⅱ 教員の意識改革（タイムマネジメント）

校長、副校長、教員一人ひとりが勤務時間を意識した働き方を実践できるよう、教員の在校時間を適切に把握するとともに、働き方の見直しに向けた意識改革を推進します。

### ① 夏季休業中における学校閉庁日の実施等休暇取得の促進

教員の休暇取得を促進するため、教員に対して休暇制度の啓発を進めるとともに、休暇が取得しやすい夏季休業中には、市や地域の行事に支障のない範囲で、山の日の前後に土日も含む連続5日以上为学校閉庁日を設けます。

### ② 退校目標時間、ライフ・ワーク・バランス推進デー等の設定

「19 時一斉退校」や「ノー残業デー、ノー部活デー」等ライフ・ワーク・バランス推進デーの設定を行い、教員の意識醸成を図ります。

### ③ ICTを活用した出退勤時間の可視化による勤務時間の把握

学校の業務改善を進めるためには、教員の勤務時間を把握することが不可欠です。今後は学校を通して教育委員会としても各校における勤務実態を把握し、業務改善の更なる推進に活用していきます。平成 31 年度の校務支援システムの更新に伴い、出退勤の状況を記録するシステムを導入します。

### ④ 会議・研修の見直し、効率化

会議や研修について精査を行い、必要性についてさらに精査します。また、開催が必要なものについても、内容や回数、時間、開催時期等の見直しをできる限り行います。学校においては、全教員に配備されている校務用パソコンを活用し、会議資料の事前配布や終了時間の設定などにより、効率的な会議運営に努めます。

また、会議の配布資料や、教育委員会から送付する文書の電子化を進めるなど、各校における会議の効率化の取組みを支援していきます。

### ⑤ 教員のタイムマネジメント力の向上

教員が日々の業務を進めるにあたっては、タイムマネジメントを常に意識し、業務改善を図りながら、効率的に業務をこなしていくことが超過勤務の縮減につながります。このため研修や自己申告等を通じて、教員のタイムマネジメント力の向上を図っていきます。

### Ⅲ 部活動の適正化

学校における他の教育活動とのバランス等の観点から部活動の在り方を見直し、その適正化を図るとともに、顧問業務に従事する教員の負担軽減を図ります。また、スポーツ庁のガイドラインを踏まえて都教育委員会が策定する部活動の方針と連動して、市立学校の部活動に係る方針の策定に取り組みます。

#### ① 部活動運営方針の策定

三鷹市立中学校では、従前より、スポーツ庁が運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（仮称）骨子で示した週当たり2日以上 of 休養日を設けるよう指導していますが、今後はさらに、休養日の徹底を図りつつ、スポーツ庁のガイドラインを踏まえて都教育委員会が策定する部活動の方針と連動して、市立学校の部活動に係る運営方針の策定に取り組みます。

#### ② 部活動休養日の設定や活動内容・時間の見直し

部活動を担当する教員の負担軽減や生徒の心身の健康の確保を図るため、スポーツ庁のガイドラインを踏まえ、部活動を行わない日（休養日）を設定したうえで、放課後や休日の活動時間についても、適切な部活動の在り方を保護者に周知するとともに、練習内容の工夫や短時間に集中して競技レベルを維持しつつ縮減を図るなど、見直しを行います。

#### ③ 部活動指導員の導入促進

運動部の部活動の指導に不安を抱える教員の支援や負担軽減を図るとともに、部活動の活性化や生徒の競技力の向上を図るため、従来の外部指導者に加えて、教員に代わって学校外活動の引率も含めて部活動の指導ができる「部活動指導員」の導入促進を図っていきます。

平成 30 年度は、各中学校に 1 人ずつモデル配置し、教員の部活動への負担軽減を図ります。

#### ④ 地域スポーツクラブ等との連携の検討

複数の学校による合同部活動や総合型地域スポーツクラブとの連携も含めて調査研究を進めながら、将来的には、学校単位の取り組みから地域単位の取り組みにし、学校以外が担うことも視野に入れて検討していきます。

## 4 学校における働き方改革の目標値の設定

昨年6月に都教育委員会が実施した東京都公立学校教員勤務実態調査では、週当たりの総在校時間が60時間を超える、いわゆる「過労死ライン」相当にある教員が多数存在していることが明らかとなり、三鷹市においても、都調査の対象校の実態から同様の傾向を把握することができました。（管理職、養護教諭を除く）

小学校		中学校	
東京都全体	三鷹市対象校	東京都全体	三鷹市対象校
37.4%	15.4%	68.2%	15.8%

三鷹市教育委員会は、本プランの取り組みを効果的に進めていくことにより、過労死ライン相当の長時間労働の解消をめざすことから、**当面の目標を「週当たりの在校時間が60時間を超える教員をなくす。」**と設定します。（※東京都公立学校教員の任命権者である都教育委員会が設定した目標を、三鷹市教育委員会も共有して設定します。）

## 5 学校における取り組みの進め方

### （1）各学校における目標の設定と重点取組方針の策定

実効性のある取り組みとしていくために、各学校では本プランを踏まえて、毎年度、ライフ・ワーク・バランスの推進に関する目標を設定し、そのための取組方針を策定して主体的に取り組むを進めていくことが求められます。

#### ＜各学校が策定する取組方針の例＞

- 平日は、遅くとも19時を目安とした退校時間の設定等により、1日当たりの在校時間を11時間以内とする。
- 週休日である土曜日、日曜日については、連続して業務に従事することがないよう、どちらか一方は必ず休養できるようにする。
- 「ノー残業デー、ノー部活デー」等ライフ・ワーク・バランスデーを設定し、全教職員で実践する。

### （2）各学校における具体的な業務改善の取り組みと個人目標の設定

各学校で策定した取組方針を踏まえ、「校務改善NEWS」の好事例集等も参考にしながら、具体的な業務改善の取り組みを設定し、全教職員の共通理解のもと、各教職員が自己申告書等を活用して、個人目標を設定し、管理職と共有

#### ＜具体的な取り組みの例＞

- ☆校務分掌を見直し、経営支援部を設置するなど、校務改善に向けて取り組む。
- ☆校務支援システムの活用を促進し、校務の効率化を図る。
- ☆夏季休業中の学校閉庁日に集中的に休暇取得を行うほか、教員に対して休暇制度の啓発を進めることにより、年次有給休暇の取得率の向上を図る。
- ☆会議の回数や内容の精選、ICTを活用した会議資料の事前配信、終了時刻の明示などによる効率的な会議運営を徹底する。

☆指導案や教材データ等の共有、引き継ぎ書の計画的な作成と人事異動時の引き継ぎ事項のマニュアル化等を図る。

☆時程や諸活動の時間の設定を工夫し、休憩時間の確実な確保を保证する。

### (3) 学校における推進への理解と体制の工夫

取り組みの実施に当たっては、保護者向けには学校便りや保護者会で丁寧に説明するとともに、コミュニティ・スクール委員会、PTA等関係団体に向けても理解を促進するための啓発活動を進めていくながら、校長、副校長のマネジメントのもと、「チーム学校」として、学校内外の多様な人財を効果的に生かし、学校運営組織力の工夫・改善により推進します。

### (4) 学園における効率的・効果的な運営の推進

コミュニティ・スクール委員会の効率的な運営やコミュニティ・スクール推進員の設置など、学園においても、効率的・効果的な学園運営を推進します。

## 6 保護者・地域社会の理解促進への普及啓発

今後、学校における働き方改革を進めるなかで、勤務時間後の電話対応や学校での話し合いの時間等、従前の対応から変更が生じることに對して、保護者や地域の方に理解と協力を得ていくことが必要となります。

そのためには、「教育の質の向上を図るための教員の働き方改革である」ことを保護者・地域の皆様に正しく、丁寧に伝えて進めていくことが何よりも重要です。三鷹市教育委員会は、市立小・中学校における教員の働き方改革の取り組みを広く市民に広報し、小・中学校と連携して、関係団体に向けても理解を促進するための啓発活動を進めていきます。

## 7 評価・検証

現在の本プラン検討会議を平成30年度も継続して開催して効果的なプラン実施についてフォローしていきます。また、プランの実施状況、目標の達成状況を教育委員会等に報告していくとともに、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」に関する学識者経験者からの意見も求めながら、評価・検証し、必要に応じて見直しを図るPDCAサイクルを運用して改善していきます。

## 8 国・都への働きかけ

持続可能な学校における働き方改革を進めるためには、自治体や個々の学校の取り組みだけでは限界があり、根本的な解決のためには、適切な教員数を確保したうえで、教員が担ってきた業務の責任の所在を明らかにした代替機能の確保により、業務の総量を減らす必要があるため、国がナショナルスタンダードを示すよう、求めていきます。また、それを広域的に推進していく役割の東京都に対しては、年度を追って段階的な整備が必要となるので、目標値と工程表を示したうえで人的・財政的支援策を拡充していくことを要望していきます。